

奈良県の最低賃金は

1時間あたり
699円

これより
低い賃金は**法律違反**です!

もし あなたの賃金が
**最低賃金を
下回っていたら?**

- 労働組合があれば、経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がない場合は、お近くの「連合」にご相談下さい。
- 労働基準監督署でも相談できます。電話でも可能です。
できれば「雇用契約書」や「就業規則」と「給与明細」を
用意しましょう。

あなたの賃金と最低賃金を比較するには

STEP 1 最低賃金と比較する場合、 対象となるのは給料のうち

- 基本給 + 諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)のみ。
- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、時間外・休日・深夜割増賃金は入れない。

STEP 2 1時間あたりの額に変換

- 時給の人はそのままOK。
- それ以外(月給・週給・日給)の人は、まず職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。「就業規則」や契約書等から判ります。

STEP 3 実際に比較

時給の人は... 時給と最低賃金時間額をそのまま比較します。

日給の人は... $(\text{日給額}) \div (\text{1日の所定労働時間})$ で
出る金額と最低賃金時間額を比較します。

週給の人は... $(\text{週給額}) \div (\text{週の所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間})$ で
出る金額と最低賃金時間額を比較します。

月給の人は... $(\text{月給額}) \div (\text{年間所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間} \div 12)$ で
出る金額と最低賃金時間額を比較します。



**STOP
THE
格差社会!**

暮らしの
底上げ
実現!

おかしい?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ。

「相談ダイヤル」実施日 ⇨ 平日10:00~16:00

生活なんでも無料相談 多重債務・福祉・保険・メンタル・セクハラ・パワハラなど一人で悩まずお電話下さい!

ライフサポートセンター奈良

〒630-8012 奈良市二条大路南1-3-1 イトーヨーカドー内5F ☎0742-33-1500

ライフサポートセンター南和

〒634-8325 橿原市大久保町457-1 大松ビル5F ☎0744-24-7830

連合奈良

〒630-8012 奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良内 ☎0120-154-052

政府は、働く者の雇用をおびやかすような規制緩和（解雇規制や労働時間規制などの緩和）を実現しようとしています。労働者保護を後退させ、格差社会を拡大させる動きには、断固反対しましょう!!

政府の諸会議で議論されている主な規制改革の内容

「解雇の金銭解決制度」の導入

裁判で不当な解雇として「解雇無効」を勝ちとっても、会社が一定の金銭を支払えば労働者を職場復帰させる必要がなくなります。労働者は元の職場に帰れなくなってしまう。いわば、お金さえ払えば簡単にクビにできるという問題のある制度です。

「労働時間規制の緩和」

アメリカで実施されている制度で、一定以上の収入のある事務系労働者（職種も特定）の労働時間を管理せず、何時間残業をしても時間外賃金を支払わないものです。日本の長時間労働を助長しかねません。これは、「残業代不払い制度」とも言えるものです。

この他にも、労働者派遣制度の緩和など、働く者にとって問題のある規制改革が経営者主導のもとに議論されています。注視しつつける必要があります。



消費税の引き上げと一体で行うはずの社会保障制度改革議論がストップしています。負担だけ増え、暮らしの安心が揺らぐことがあってはなりません。「全世代支援型」の社会保障制度への抜本改革が必要です。

連合は、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みづくりや、男女平等社会の実現、また、様々な理由で生活に困窮し社会的に孤立するリスクの高い人たちを支援する制度の構築を求めています!!

- 保育所待機児童は依然として約2万5千人、潜在的な数字を含めると約85万人とされています。また、子育て世帯は重い経済的負担に悲鳴を上げています。
- 第一子出産を契機に60%以上の女性が退職しています。女性が安心して働き続け、活躍できる社会にしなければ、少子高齢社会への対応も経済の活性化もできません。
- 政府は1950年の生活保護法制定以来2回しか行われてこなかった生活保護基準の引き下げを提案。住民税、就学援助など様々な制度を通じて、広く低所得世帯の負担増・給付減につながり「貧困の連鎖」を招くことが懸念されます。



安心して暮らそう! 安心して働こう! だから、すべての職場に労働組合を! ご相談は連合へ

 **連合** 日本労働組合総連合会

連合ホームページ URL: <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

連合フェイスブックページ <http://www.facebook.com/jtuc.rengo>

連合モバイルサイト <http://m.jtuc-rengo.or.jp/>

連合ツイッターサイト <https://twitter.com/unionion>

携帯電話はこちらから



Action!
つくろう! はいろう!
労働組合